

古河市若者・子育て世帯まちなか住宅取得奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、定住人口の増加及びコンパクトシティ形成を図るため、市内で新たに住宅を取得する若者又は子育て世帯に対し、予算の範囲内において若者・子育て世帯まちなか住宅取得奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 取得 注文住宅にあつては新たに住宅を建築することをいい、建売住宅又はマンション(いずれも中古を含むものとする。次号において同じ。)にあつては当該建売住宅又はマンションを購入することをいう。

(2) 取得日 注文住宅にあつては住宅の新築年月日をいい、建売住宅又はマンションにあつては売買契約を締結した日をいう。

(3) 住宅 次のいずれにも該当すること。

ア 居住の用に供する建物(併用住宅にあつては、居住の用に供する部分の床面積が当該併用住宅全体の床面積の過半のもの)であること。

イ 居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であること。

ウ 居住の用に供する機能として、トイレ、浴室及び台所が備えられていること。

エ 不動産登記法(平成16年法律第123号)の規定による建物の表示に関する登記が行われていること。

(4) 市内業者 古河市税条例(平成17年条例第53号)第23条第1項第3号に規定するもの又は市内に住所を有し、事業を営む個人をいう。

(対象者)

第3条 奨励金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 古河市立地適正化計画で定める居住誘導区域内に新たに住宅を取得すること。

(2) 取得した住宅の主たる所有者であり、当該住宅を住所地としていること。

- (3) 取得した住宅に3年以上定住する意思があること。
- (4) 申請日において、本人若しくはその配偶者(以下「本人等」という。)が39歳以下である者又は15歳以下の者を養育する者であること。
- (5) 住宅の取得日が令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、支給対象者としなない。

- (1) この告示による奨励金の交付を受けているとき。
- (2) 国、県及び市からこの告示と同様の補助金等の交付を受けているとき。
- (3) 世帯に属する者(別表に掲げる加算額のうち、2世帯同居加算の適用を受ける場合にあっては、その同居又は近居する直系2親等までの親世帯に属する者を含む。)に市税の滞納があるとき。
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けているとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の金額は、基本額10万円に、別表に掲げる加算額を加えて得た額とする。

(申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、若者・子育て世帯まちなか住宅取得奨励金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し(世帯全員が記載されたもの)
- (2) 住宅の取得に関する契約書の写し
- (3) 取得した住宅に関する登記事項証明書の写し
- (4) 取得した住宅の間取り図の写し
- (5) 承諾書兼誓約書(様式第2号)
- (6) 市内業者による建築又はリフォーム工事の内容が分かる書類及び当該工事に係る領収書その他の当該工事に係る代金の支払を証明する書類の写し(市内業者施工加算を受ける場合に限る。)
- (7) 親世帯に関する届出書(様式第3号)及び親世帯の住民票の写し(世

帯全員が記載されたもの）（2世帯同居加算を受ける場合に限る。）

(8) 保留地購入に関する契約書（保留地加算を受ける場合に限る。）

2 市長は、前項の申請を受けたときは、速やかに内容を確認し、交付の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定について当該申請者に対し、若者・子育て世帯まちなか住宅取得奨励金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとし、交付の決定をしたときは速やかに奨励金を振り込むものとする。

4 第1項の申請は、住宅の取得日又は当該取得物件に住所を定めた日のいずれか遅い日から6月を経過する日までに行わなければならない。

（申請が行われなかった場合の取扱い）

第6条 前条第4項の規定による申請の期限までに申請が行われなかったときは、支援対象者が奨励金を辞退したものとみなす。

（返還）

第7条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める割合により返還を請求するものとする。この場合において、返還を請求する額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 第5条第2項の規定により交付の決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）から起算して1年未満で転出したとき 全額

(2) 交付決定日から起算して1年以上2年未満で転出したとき $\frac{3}{2}$ 分の

(3) 交付決定日から起算して2年以上3年未満で転出したとき $\frac{3}{1}$ 分の

(4) 虚偽の申請によるとき 全額

(5) 要件を満たさないことが明らかになったとき 要件を満たさないこととなったときに応じて、第1号から第3号までの例による。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条第4号並びに第5条第1項及び第4項並びに別表の規定の適用については、令和6年度に限り、第3条第4号中「39歳以下である者」とあるのは「39歳以下である者（令和6年1月2日から同年7月1日までの間（以下この号において「特例期間」という。）に40歳に到達した者（住宅の取得日又は当該取得物件に住所を定めた日のいずれか遅い日（以下この号及び第5条第4項において「基準日」という。）以後に到達した者に限る。）を含む。）」と、「15歳以下の者」とあるのは「15歳以下の者（特例期間に16歳に到達した者（基準日以後に到達した者に限る。）を含む。）」と、第5条第1項中「市長に」とあるのは「令和6年7月1日以後に市長に」と、同条第4項中「住宅の取得日又は当該取得物件に住所を定めた日のいずれか遅い日」とあるのは「基準日」と、「経過する日」とあるのは「経過する日（基準日が令和6年1月1日から同年6月30日までの間にある場合にあつては、同年12月31日）」と、別表中「15歳以下の者」とあるのは「15歳以下の者（特例期間に16歳に到達した者（基準日以後に到達した者に限る。）を含む。）」とする。

別表（第4条関係）

区分	基準	加算額
<p>1 <u>こがでくらすと加算</u> <u>(居住歴に応じ、いずれか一つ)</u> ※</p>	<p>(1) <u>申請日から起算して本人等が市内に5年以上10年未満連続して居住しているもの</u></p>	<p>100,000円</p>
	<p>(2) <u>申請日から起算して本人等が市内に10年以上連続して居住しているもの</u></p>	<p>200,000円</p>
<p>2 その他加算(該当するもののうち、いずれか一つ)</p>	<p>(1) <u>市内業者施工加算</u> 市内業者が新築した住宅を取得するとき、又は中古住宅を取得する場合で市内業者がリフォーム工事を行った(本人等が契約して行うものであって、申請時に当該工事が完了しているものに限る。)とき。</p>	<p>50,000円。ただし、リフォーム工事に要した費用が加算額を超えないときは、当該要した費用(当該額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)とする。</p>
	<p>(2) <u>子育て加算</u> 申請日時点で15歳以下の者を養育している世帯</p>	<p>15歳以下の者1人につき50,000円。ただし、上限は200,000円とする。</p>
	<p>(3) <u>2世帯同居加算</u> 本人等の直系2親等までの親世帯と同居又は隣接地で近居するとき。</p>	<p>50,000円</p>
	<p>(4) <u>保留地加算</u> 保留地を取得するとき(市と売買契約を締結し、取得するときに限る。)</p>	<p>50,000円</p>

※ こがでくらすと加算の算定において、市外に転出していた期間が合計12月未満である場合には、その期間について市内に連続して居住しているものと見なす。

様式第1号（第5条関係）

若者・子育て世帯まちなか住宅取得奨励金交付申請書兼請求書

年 月 日

古河市長 宛て

申請（請求）者 住所

氏名 ⑩

（自署又は記名押印）

電話

古河市若者・子育て世帯まちなか住宅取得奨励金交付要綱の規定に基づき、次のとおり申請（請求）します。なお、古河市が、指定口座に奨励金を振り込んだときは受領したものと認めます。

1 世帯について

続柄	フリガナ 氏名	生年月日・年齢	勤務先等
世帯主	年 月 日 (歳)	
	年 月 日 (歳)	
	年 月 日 (歳)	
	年 月 日 (歳)	
	年 月 日 (歳)	

2 新たに取得した住宅について

所在地	古河市		
取得方法	<input type="checkbox"/> 建築請負契約（注文住宅） <input type="checkbox"/> 売買契約（建売、マンション）	住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅
床面積	(うち併用部分 m^2)	施工業者	

3 奨励金申請（請求）額について

基本額（①）			
基本額		10万円	
こがでくらすと加算（②） ※該当するものいずれか <u>一つ</u> をチェック			
5年以上10年未満	<input type="checkbox"/>	10万円	
10年以上	<input type="checkbox"/>	20万円	
古河市の住民となった日（※）			年 月 日
申請日から起算した古河市の居住歴			年 箇月
※ 住民票に記載される「住民となった日」を記載する。申請者本人とその配偶者の住民となった日が異なる場合には、いずれか早い方を記入すること。			
その他加算（③） ※ 該当するものいずれか <u>一つ</u> をチェック			
市内業者施工加算	<input type="checkbox"/>	5万円	
子育て加算	<input type="checkbox"/>	(5万円× 人)	申請のときに同じ世帯にいる15歳以下の <u>者</u> 1人につき5万円を加算 (上限20万円)
2世帯同居加算	<input type="checkbox"/>	5万円	
保留地加算	<input type="checkbox"/>	5万円	<u>市と売買契約を締結し、保留地を取得するとき。</u>
請求額（①+②+③の合計額）			
合計		万円	

4 振込先について

金融機関名		支店名	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
フリガナ 口座名義人		

5 添付書類

- (1) 住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）
- (2) 住宅の取得に関する契約書類の写し
- (3) 取得した住宅に関する登記事項証明書の写し
- (4) 取得した住宅の間取り図の写し
- (5) 承諾書兼誓約書（様式第2号）
- (6) その他加算等に必要な書類

様式第2号（第5条関係）

承諾書兼誓約書

若者・子育て世帯まちなか住宅取得奨励金の交付を受けるに当たり、次のことについて承諾及び誓約します。

(1) 承諾事項	
<input type="checkbox"/>	奨励金の交付に当たり、市担当職員が審査及び調査を行うため、私の世帯の住民記録に関する資料、税務に関する資料その他の関係書類について、各関係機関に調査、照会、閲覧等すること。
(2) 誓約事項	
<input type="checkbox"/>	古河市民として、定住の意思をもっており、取得した住宅に3年以上居住すること。
<input type="checkbox"/>	やむを得ず古河市若者・子育て世帯まちなか住宅取得奨励金交付要綱第7条の規定に該当する等、奨励金の交付の要件を満たさないこととなったときは、同条の規定に基づき交付を受けた奨励金を返還すること。
<input type="checkbox"/>	国、茨城県又は古河市から同様の補助金等の交付は受けていません。

古河市長 宛て

年 月 日

申請者 住所

氏名



(自署又は記名押印)

電話

様式第3号（第5条関係）

親世帯に関する届出書

年 月 日

古河市長 宛て

届出者 住所
氏名
電話

1 親世帯について

続柄	フリガナ 氏名	生年月日・年齢	勤務先等
世帯主	年 月 日 (歳)	
	年 月 日 (歳)	
	年 月 日 (歳)	
	年 月 日 (歳)	
	年 月 日 (歳)	

2 親世帯の住所について

所在地	古河市		
住民となった日	年 月 日	住定日	年 月 日

3 （隣接地の場合のみ）周辺位置図

※ 親世帯・子世帯それぞれの土地・建物の位置関係が分かるように記載してください。

様式第4号（第5条関係）

若者・子育て世帯まちなか住宅取得奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

古河市長



年 月 日付けで申請のあった若者・子育て世帯まちなか住宅取得奨励金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

1 交付の可否

交付する。

基本額	円
こがでくらすと加算	円
その他加算	円
合計	円

交付しない。

理由

2 振込予定日

年 月 日